

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 30 - 関東 1 - 2

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年10月18日

【会社名】 ANAホールディングス株式会社

【英訳名】 ANA HOLDINGS INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 片野坂 真哉

【本店の所在の場所】 東京都港区東新橋一丁目5番2号

【電話番号】 03(6735)1001

【事務連絡者氏名】 コーポレートコミュニケーション室
グループ総務部長 坂爪 浩

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋一丁目5番2号

【電話番号】 03(6735)1001

【事務連絡者氏名】 コーポレートコミュニケーション室
グループ総務部長 坂爪 浩

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 10,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	平成30年3月30日
効力発生日	平成30年4月9日
有効期限	平成32年4月8日
発行登録番号	30 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 200,000百万円

【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
30 - 関東 1 - 1	平成30年5月18日	10,000百万円	-	-
実績合計額（円）		10,000百万円 (10,000百万円)	減額総額（円）	なし

（注） 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 190,000百万円
（190,000百万円）

（注） 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	ANAホールディングス株式会社第36回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000百万円
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金10,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（%）	年0.474%
利払日	毎年4月24日および10月24日
利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下、「償還期日」という。）までこれをつけ、平成31年4月24日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月24日および10月24日の2回に各々その日までの前半が年分を支払う。ただし、半年に満たない利息を計算するときは、その半年の日割でもってこれを計算する。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2．利息の支払場所</p> <p>別記（（注）「11．元利金の支払」）記載のとおり。</p>
償還期限	平成40年10月24日
償還の方法	<p>1．償還価額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2．償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成40年10月24日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、法令または別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める業務規程その他の規則に別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3．償還元金の支払場所</p> <p>別記（（注）「11．元利金の支払」）記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成30年10月18日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	平成30年10月24日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保ならびに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約（担保提供制限）	<p>1. 当社は、本社債発行後、当社が国内で既に発行したまたは国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）に担保を提供する場合（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合および当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。）には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定しなければならない。したがって、本社債は、当社が国内で既に発行したまたは国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）以外の債権に対しては劣後することがある。</p> <p>2. 当社が本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>
財務上の特約（その他の条項）	<p>本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p>

（注）1. 信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付および取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり（電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先）。

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下、「R & I」という。）

信用格付：A - （シングルAマイナス）（取得日 平成30年10月18日）

入手方法：R & Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。

問合せ電話番号 03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所（以下、「JCR」という。）

信用格付：A（シングルA）（取得日 平成30年10月18日）

入手方法：JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。

問合せ電話番号 03-3544-7013

信用格付は債務履行の確実性（信用リスク）についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、または情報もしくは債務に対する保証ではない。

信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、または情報の不足等により取り下げられる（もしくは保留される）ことがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報（発行体から提供された情報を含む。）を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 社債の管理

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

4. 財務代理人、発行代理人および支払代理人

株式会社みずほ銀行

5. 期限の利益の喪失に関する特約

(1) 当社は、次の各場合のいずれかに該当したときは、ただちに本社債総額について期限の利益を喪失する。

当社が別記「償還の方法」欄第2項第(1)号の規定に違背したとき。

当社が別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号の規定に違背し、7日を経過してもこれを履行または解消できないとき。

当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項の規定に違背したとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。

当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

(2) 本社債について期限の利益を喪失した場合には、当社はただちにその旨を公告する。

6. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関して社債権者に通知する場合の公告は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、定款所定の新聞紙および東京都、大阪市で発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)に掲載する。

7. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

8. 社債要項の変更

(1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)4を除く。)の変更は、法令に定めがある場合を除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

9. 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債および本社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。)の社債(以下、「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を本(注)6に定める方法により公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

10. 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

(1) 本(注)6に定める公告に関する費用

(2) 本(注)9に定める社債権者集会に関する費用

11. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	8,000	1. 引受人は本社債の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金45銭とする。
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,000	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1,000	
計	-	10,000	-

(2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
10,000	60	9,940

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額9,940百万円は、全額を東京都大田区において建設中の訓練施設（総合トレーニングセンター（仮称）。平成29年7月着工、平成32年3月供用開始予定）の建設資金の一部に平成31年9月末までに充当する予定であります。なお、上記の設備投資計画は、本発行登録追補書類提出日（平成30年10月18日）現在、以下のとおりであります。

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額 (建設用地取得額を含む)		資金調達方法	着手及び供用予定年月		完成後増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	供用	
当社	東京都大田区	航空事業	訓練施設	41,500	24,811	自己資金、借入金及び社債発行資金	平成29年7月	平成32年3月	地上8階建 建物面積 約59,000㎡ 敷地面積 約33,000㎡

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

グリーンボンドとしての適格性について

当社は、グリーンボンドの発行のために「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2018」（注1.）及び「グリーンボンドガイドライン2017年版」（注2.）に即したグリーンボンドフレームワークを策定しました。

なお、グリーンボンドに対する第三者評価として、株式会社格付投資情報センター（R&I）より、「R&Iグリーンボンドアセスメント」（注3.）において、当該フレームワークがグリーンボンド原則2018及びグリーンボンドガイドライン2017年版に適合する旨のセカンドオピニオンを取得しており、また、最上位評価である「GA1」の評価を取得しております。

また、本社債の発行に当たって第三者評価を取得することに関し、環境省の平成30年度グリーンボンド発行促進体制整備支援事業（注4.）の補助金交付対象となることについて、発行支援者たるR&Iは一般社団法人グリーンファイナンス推進機構より交付決定通知を受領しました。

（注）1. 「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2018」とは、国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会（Green Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。

2. 「グリーンボンドガイドライン2017年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が平成29年3月に策定・公表したガイドラインです。

3. 「R&Iグリーンボンドアセスメント」とは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度を、グリーンボンド原則に掲げられた項目を含む評価基準に従って5段階の符号で評価し、債券の償還までモニタリングを行うものです。それに付随してグリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを提供することがあります。セカンドオピニオンとは、発行体等が定めるグリーンボンドのフレームワークが、グリーンボンド原則等に則しているかを評価するものです。

4. グリーンボンドを発行しようとする企業や地方公共団体等に対して、外部レビューの付与、グリーンボンドフレームワーク整備のコンサルティング等により支援を行う登録発行支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業です。対象となるグリーンボンドの要件は、調達した資金の全てがグリーンプロジェクトに充当されるものであって、かつ発行時点において以下の全てを満たすものとなります。

(1) グリーンボンドの発行時点で以下のいずれかに該当すること

主に国内の低炭素化に資する事業（再エネ、省エネ等）

・ 調達資金額の半分以上又は事業件数の半分以上が国内の低炭素化事業であるもの
低炭素化効果及び地域活性化効果が高い事業

・ 低炭素化効果 国内のCO₂削減量1トン当たりの補助金額が一定以下であるもの

・ 地域活性化効果 地方公共団体が定める条例・計画等において地域活性化に資するものとされる事業、地方公共団体等からの出資が見込まれる事業等

(2) グリーンボンドフレームワークがグリーンボンドガイドラインに準拠することについて、発行までの間に外部レビュー機関により確認されること

(3) いわゆる「グリーンウォッシュ債券」ではないこと

グリーンボンドフレームワークについて

当社は、グリーンボンド発行を目的として、グリーンボンド原則2018及びグリーンボンドガイドライン2017年版が定める4つの要件（調達資金の用途、プロジェクトの評価及び選定のプロセス、調達資金の管理、レポートニング）に適合するフレームワークを以下のとおり策定しました。

1. 調達資金の用途

グリーンボンドで調達された資金は、以下の環境に関する適格クライテリアを満たすトレーニングセンター建設資金の一部に充当する予定です。

（適格クライテリア）

・ グリーンビルディング

東京都大田区において、世界最新鋭の設備を有する訓練施設（総合トレーニングセンター（仮称））を建設中です（2017年7月着工、2020年3月供用開始予定）。本施設には、太陽光発電、LED照明器具、高断熱・高気密ペアガラス、屋上緑化、自然換気、高効率熱源機器、ビルエネルギーマネジメントシステム等の導入による環境への配慮がなされる予定です（東京都建築物環境計画書制度：PAL*の低減率11%（段階2）、同：設備システム全体のエネルギー利用の低減率（ERR）33%（段階3）、CASBEE：Aランク相当（自己評価））。グリーンボンドで調達された資金は、本施設の建設資金の一部に充当する予定です。

アジア・新興国の経済成長などを背景とした航空需要の増加や2020年の首都圏空港の発着枠拡大などに対応して事業規模が拡大するため、ANAグループは、フルフライトシミュレーター（運航乗務員用の操縦訓練機器）やモックアップ（客室乗務員用の機内サービス訓練機器）等の訓練設備を拡充します。2018 - 2022年度ANAグ

ループ中期経営戦略に沿って、本施設での訓練等により、経営の基盤である「安全」の堅持に取り組み、品質・サービスの源泉となる「人材」の育成を進めます。

なお、使用する航空機については、ボーイング787型機やエアバスA320neo/A321neo型機を中心に、省燃費機材シェアを向上させ、中期的に単位当たりCO₂排出量(国内線・国際線合計)を削減する計画です。ボーイング787型機は、当時の全日本空輸(株)(現ANAホールディングス(株))がローンチカスタマー(初めて発注した航空会社)であり、2018年8月現在、全日本空輸(株)は世界最大のボーイング787型機のユーザーです。旧来の主力中型機であったボーイング767型機に比較して、燃料消費量・CO₂排出量を約20%削減しており、環境負荷を低減しています。長期的には、省燃費機材の積極導入を継続すること等により、International Civil Aviation Organization(ICA O)、及びInternational Air Transport Association(IAT A)が示す目標を見据え、2050年に向けてCO₂排出量を抑制する方針です。

2. プロジェクトの評価および選定プロセス

ANAホールディングス(株)のグループ経理・財務室財務企画・IR部及びコーポレートコミュニケーション室CSR推進部が、適格クライテリアを満たす本プロジェクトを選定しました。プロジェクト選定の最終確認はANAホールディングス(株)の社長総括のもと、ANAホールディングス(株)およびその子会社である全日本空輸(株)等の常勤取締役・常勤監査役で構成される「グループCSR・リスク・コンプライアンス会議」によって行われております。

2.1 環境面にかかる目標

ANAホールディングス(株)は「ANAグループ環境理念」及び「ANAグループ環境方針」を掲げ、2012-2020中長期環境計画「ANA FLY ECO 2020」に基づいて、環境リーディングエアライングループを目指し、環境負荷の低減に取り組んでいます。同計画における地球温暖化対策としては、有償輸送トンキロ当たりCO₂排出量(国内線・国際線合計)を、2020年度末までに20%削減(2005年度比)することと共に、全事業所の総エネルギー消費量を年1%削減することも目標としております。

2016年のICA O総会の決議事項を受け、2021年以降、国際航空分野におけるCO₂排出量を増加させないカーボンニュートラルな成長(CNG2020)が国際公約となっており、国際航空分野では航空機で使用した燃料量を正確に把握し、第三者検証を受けて国に報告するMRV(モニタリング・報告・検証)の実行が求められています。ANAグループでは、航空機から地上システムに航空機の燃油搭載量データを確実に送信・把握できる機能を活用するなど、準備を進めています。地上エネルギー使用量の低減に向けては、2017年にグループ全体を対象とした新エネルギーデータ統括管理システムを導入するなど、正確な環境データの入力、モニタリング、分析を実施する体制を強化しています。

なお、全日本空輸(株)は、環境への取り組みと、社会的責任を重視する企業姿勢が評価され、環境大臣から運輸業界・航空業界として初めて「エコ・ファースト企業」に認定されております。

2.2 環境リスク、社会的リスク低減のためのプロセス

総合トレーニングセンター(仮称)は、大規模な開発事業として、国・東京都・大田区が定める環境関連の法令を順守して建設されるものです。設計・施工を行う鹿島建設(株)には、法令に基づく手続きの状況等について、定期的に、また、緊急な事象が発生した場合はその度に、ANAホールディングス(株)施設企画部及び全日本空輸(株)施設部に対し報告するよう求め実施しております。なお、本施設の建設工事に伴う騒音及び振動は、本グリーンプロジェクトに付随するネガティブな環境影響ですが、その対応として、建設に係る計画は、地域における健全な生活環境の維持及び保全に配慮して策定されており、その内容等はANAホールディングス(株)が工事に先立って主催する住民説明会において、近隣関係住民に説明されています。

ANAグループは、CSR経営の基盤を強固にするため、グループ全役職員が共通して守るべき行動準則として、「社会への責任ガイドライン」を策定しています。本ガイドラインは、各国・地域の法令順守、人権・多様性の尊重、環境への配慮等について定めています。

3. 調達資金の管理

グリーンボンドで調達された資金の充当と管理は、ANAホールディングス(株)のグループ経理・財務室財務企画・IR部が行います。財務企画・IR部にて、適格プロジェクトの予算と支出を内部管理するシステムを用いし、これによって調達資金の充当額及び未充当額を確実に追跡します。また、充当額と未充当資金の額の合計が、グリーンボンドによる調達資金の合計額と整合するよう、定期的に確認を行います。なお、グリーンボンドで調達された資金の大半は発行から1年以内に充当する予定です。グリーンボンドで調達された資金は、適格プロジェクトに充当されるまでの間、譲渡性預金等、安全性及び流動性の高い資産で運用します。グリーンボンドの元金と金利の支払いは同社の運転資金から行われ、支払額が適格プロジェクトの実績に直接的に左右されることはありません。

4. レポートニング

（資金充当状況レポートニング）

ANAホールディングス（株）は、適格プロジェクトに調達資金の全額が充当されるまで、調達資金の充当状況とプロジェクトの説明を、同社ウェブサイトにて毎年公表し、また毎年発行のアンニュアルレポートにも記載します。なお、同社は調達資金が適格プロジェクトに充当されたことを証するレターを、その財務担当役員から毎年受領する予定です。

（インパクト・レポートニング）

ANAホールディングス（株）は守秘義務の範囲内、かつ、合理的に実行可能な限りにおいて、以下の総合トレーニングセンター（仮称）に関する実績、及び航空事業における環境関連指標を、同社ウェブサイトにて毎年公表し、また毎年発行のアンニュアルレポートにも記載します。

エネルギー使用量（原油換算：万kl）

エネルギー種類別使用実績（電力：kWh / ガス：m³）

CO₂排出量（t）

太陽光発電による発電量（kWh）

水道使用量（m³）

全機材に占める省燃費機材のシェア（%）（ANAブランドのみ）


有償輸送トンキロ当たりCO₂排出量（kg-CO₂/RTK）（国内線・国際線合計）（ANAブランドのみ）

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

発行登録追補目論見書に記載しようとしている事項は以下のとおりです。

- ・表紙に当社グループのコーポレートシンボル  を記載します。
- ・表紙に本社債の別称「ANAホールディングスグリーンボンド」を記載します。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第68期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）平成30年6月29日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第69期第1四半期（自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日）平成30年8月10日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成30年10月18日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年7月3日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類提出日（平成30年10月18日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。また、これらの将来に関する事項については、当社がその作成時点の予想や一定の前提に基づいて判断したものであり、様々な要因により実際の結果と大きく異なる可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

ANAホールディングス株式会社本店
（東京都港区東新橋一丁目5番2号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。